

宮崎公立大学委託生規程

平成19年4月1日
規程第80号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則（以下「学則」という。）第54条の規定に基づき、委託生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 委託生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、学修上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。

(入学の出願)

第3条 委託生を派遣しようとする者（以下「派遣者」という。）は、入学させようとする日前1月までに、委託生委託願書に次に掲げる書類を添えて学長に願出しなければならない。

- (1) 委託生の最終学校の学業成績証明書及び卒業又は修了（見込み）証明書
- (2) 委託生の健康診断書
- (3) 前2号に掲げるもののほか学長が指定する書類

(選考)

第4条 委託生の選考は、試験又は書類審査の方法によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、委託生の選考については、宮崎公立大学入学者選抜規程の規定を準用する。

(入学許可)

第5条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた場合は、派遣者は、所定の期日までに所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第6条 委託生の指導教員は、学部長が定める。

(研修期間)

第7条 委託生の研修期間は、1年以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

(研修報告)

第8条 委託生は、研修の期間が終了したときは、研修報告書を指導教員を経て、学長に提出しなければならない。

(研修証明書)

第9条 学長は、前条の研修報告書が提出され、研修が終了したと認めた者について、派遣者又は本人の申請により研修証明書を交付する。

(学則の適用等)

第10条 学則の規定は、委託生に適用する。

2 宮崎公立大学学生規程は、委託生に準用する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委託生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。